

マンスリー・レビュー

2022.3



三井住友銀行

企画
編集 日本総合研究所

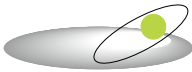
CONTENTS

視点	「過冷」懸念が浮上する中国の住宅市場 日本総合研究所 調査部 三浦有史 …	1
経済トピックス	賃金上昇に向けた施策をどうみるか 日本総合研究所 調査部 小方尚子 …	2
社会トピックス	観光の再開に備える国内の動き 日本総合研究所 調査部 高坂晶子 …	4
アジアトピックス	EVを軸に産業構造転換を目指すインドネシア 日本総合研究所 調査部 松本充弘 …	6
KEY INDICATORS	8

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しましては、お客さまのご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願い致します。本誌の情報に基づき起因してご閲覧者様および第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先、弊行および弊社は一切責任を負わないものとします。

本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。



「過冷」懸念が浮上する中国の住宅市場

住宅価格低下の波が中国の広い範囲に及んでいます。国家統計局は、主要70都市の前月比でみた住宅価格について新築と中古に分け、「上昇」、「不変」、「低下」の三つに分類した統計を公表しています。2021年11月時点で、新築は84.3%に相当する59都市で、中古は90.0%に相当する63都市で価格が低下しました。

このような全国的な住宅価格低下は2014年以來のことです。12月になると新築については「低下」が71.4%（50都市）と、やや持ち直しました。もっとも、民間シンクタンクの易居不動産研究院は「2022年の住宅価格は過去に例をみない低下を記録する」としており、「低下」の割合は今後も高水準で推移するとみられます。

そのように予想される背景には、住宅市場を取り巻く環境が厳しいことがあります。価格高騰を懸念した政府は、2020年末から融資規制により市場に流入する資金を抑制しています。同様の規制は過去にもありましたが、今回は、①不動産開発企業が債務削減を通じた経営健全化を求められていること、②固定資産税に相当する不動産税が2026年に導入されること、③早ければ2022年に人口減少に転じ、住宅需要の先細りが懸念されていることから、市場環境は格段に厳しいといえます。

中国では、統計がさかのぼれる1992年から住宅価格がほぼ一貫して上昇を続け、住宅価格は必ず上昇するという「神話」が形成されました。しかし、上記三つの問題は簡単には解決しないことから、価格低下は長い期間に及ぶ恐れがあります。さらに、住宅価格の「低下」を予想する見方が優勢となり、買い控えや売り急ぎが広がれば、短期間のうちに価格低下が進む「過冷」のサイクルに陥る危険性もあります。

もっとも、中国人民銀行が2021年末に公表した都市家計調査によれば、住宅価格の「低下」を予想する人の割合はまだ15.2%に過ぎず、「不変」の56.7%、「上昇」の16.8%を下回ることから、直ちに「過冷」に陥るわけではないことがわかります。この背景には、政府が住宅価格の低下を放置するはずがないという期待がある模様です。実際、一部の都市では過度の価格低下を防ぐため値下げ制限をしたり、住宅購入のための補助金を給付したりする措置が採られています。

中国では、不動産開発業は経済の3割を、住宅は家計の資産の7割を、そして、土地使用権の払い下げ収入は地方政府の歳入の4割を占めます。そのため、「過冷」に陥った場合の影響は甚大であり、地方政府が住宅市場の下支えに動き出すのは当然の対応といえます。ただし、その一方で習近平政権は高すぎる住宅価格を引き下げること、国民一人ひとりが豊かさを実感出来る「共同富裕」の実現を目指しているため、あからさまな下支え策は採りにくいという事情もあります。

住宅価格低下に伴う悪影響を最小限に食い止めながら、住宅価格を中間層でも手の届く水準へと引き下げる。習近平政権はかじ取りが極めて難しい政策課題に直面しています。

(三浦)

賃金上昇に向けた施策をどうみるか

岸田政権は、持続可能な成長と分配の好循環を生む「新しい資本主義」を目指すべき経済の姿として掲げ、その要として賃金の引き上げを重視しています。以下では、賃金上昇に向けた施策のポイントを整理し、実現に向けた課題について検討しました。

民間企業の賃上げ促進

岸田政権では、賃金上昇を促す具体的な政策として、税制改正と公定価格引き上げの二つを打ち出しています。

まず、税制改正で、民間企業の賃上げを促進することを目的として、賃金や従業員向けの教育訓練費を増やした企業を対象に法人税が控除される優遇税制が拡充されます。さらに、公共工事や物品の政府調達分野でも賃上げを表明した企業を優遇する方針が打ち出されました。

もっとも、この税制改正による賃金引き上げ効果は限られる可能性があります。企業活動によって生み出した付加価値のうち、働く人に給料などで分配した割合を示す労働分配率の長期的な動きをみると、近年では、バブル崩壊前の1980年代の平均並みの水準で推移しており、目立って低いわけではありません（図表1）。つまり、わが国の賃金の低迷は、労働分配率の低さよりも、創出される付加価値自体の低迷によるものといえます。

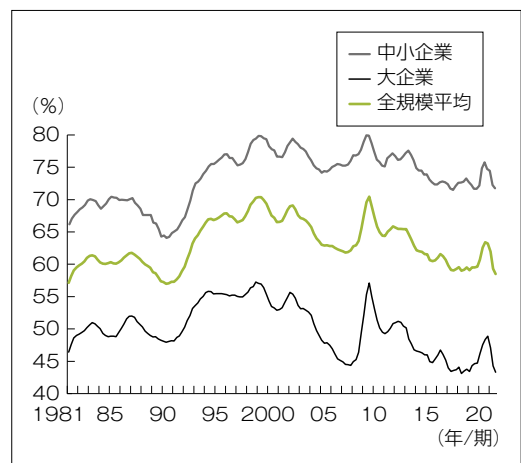
さらに、労働分配率の引き上げを促す政策は企業間格差の拡大や生産性の低下といった副作用を生む恐れがあることにも留意が必要です。

まず、企業間格差については、中小企業では、全体として労働分配率が高止ま

りしており、労働コストが企業業績を圧迫していることがうかがわれます。一方、大企業では、労働分配率が過去40年間の最低水準にあり、従業員への分配を引き上げる余地が少なからずあるとみられます。仮に、全体としての付加価値の増大がないまま、賃上げ企業への優遇が続くようであれば、政策メリットが大企業に偏り、賃上げ余地の乏しい中小企業との格差を拡大させる懸念があります。

次に生産性については、労働分配率の引き上げを目指すことで、生産性向上に必要な機械やソフトウェアなどへの投資を遅らせるリスクがあります。欧米諸国ではすう勢的に労働分配率が低下していますが、これはデジタル化に伴う無形固定資産投資の増加が、労働集約的な産業構造を知識集約的な産業構造に転換させたことを反映しており、結果として生産

図表1 労働分配率の推移



(資料) 財務省「法人企業統計季報」

(注) 人件費/付加価値の後方4期移動平均。中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満、大企業は資本金10億円以上。

性の向上をもたらしたことが指摘されています。

以上を踏まえると、賃上げに向けて政府に期待される役割は、分配の原資となる企業の付加価値創出をサポートすることであり、それを人口減少下で推進するには、生産性の向上に資する成長戦略の実行が不可欠です。具体的には、中小・中堅企業の育成策の強化のほか、デジタル化や機械化を促進する規制緩和や税制改革を実施し、中小企業も含めた企業部門全体の収益性を高める政策に注力することが求められます。

公定価格の引き上げ

もう一つの賃金上昇を促す政策として、公定価格の引き上げがあります。政府がサービス報酬価格を決めている介護・保育・看護分野を対象に、賃金を3%程度引き上げる予算が確保され、本年2月以降、順次実施される予定です。

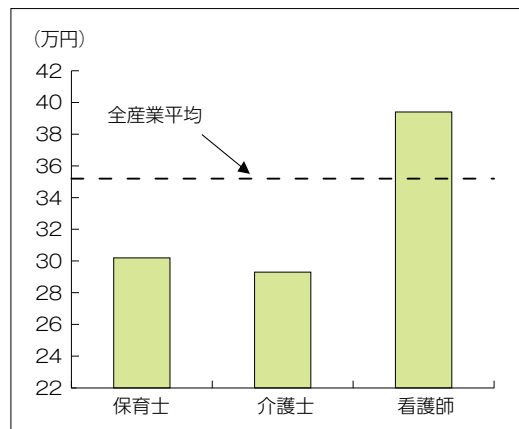
これら3分野の賃金引き上げには、コロナの流行を契機として従業員の処遇に一段と注目が集まったことが背景にあります。一般労働者の平均月収の水準(2020年)は、保育士が30.2万円、介護士が29.3万円と全産業平均の35.2万円を下回ります(図表2)。看護師は39.4万円と全産業平均を上回るものの、コロナ禍における負担に処遇が見合っていないとの認識が広がり、多くの離職者が発生しました。この措置による賃金の引き上げは、研修の修了や経験を要件としており、職員のスキルアップが期待されます。経営者が従業員に対し、キャリアアップの道筋を示すことが出来れば、この賃上げ

施策は人材確保対策としても有用となるでしょう。

一方、この政策に対する批判として、引き上げ幅が小さすぎる、あるいは事業所に報酬の配分が任されているため、賃上げ対象外の間接部門の職員や経営者に報酬加算分が回り、本来の賃上げ対象となるべき人の賃金増加が実現しない可能性があるなどの声があります。そうした指摘を踏まえ、コロナ禍で重要性が増しているこれらの分野の従業員が賃上げを実感出来るように実効ある取り組みを急ぐ必要があります。

成長戦略の推進や公定価格の引き上げが賃金の上昇に結びつくまでには相応の時間を要すると見込まれますが、賃上げの推進が掛け声倒れに終わることのないよう、官民による不断の努力が求められています。(小方)

図表2 職種別の一般労働者の平均月収(2020年)



(資料) 内閣官房第2回公的価格評価検討委員会資料「公的価格の制度について」(2021年12月3日)
(注) 役職者および、短時間労働者を除く。



■ 観光の再開に備える国内の動き

新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）の流行が小康状態となった2021年秋、政府は深刻なダメージを負った観光産業に対する支援の再開に動き出しました。2022年1月末現在、新たな変異株の感染拡大によって、この動きは一時中断を余儀なくされていますが、政府は中長期的に観光を成長戦略や地方創生の柱と位置付けており、支援に前向きな姿勢は崩していません。以下では、感染拡大を防ぎつつ観光産業の再興を目指す政府の取り組みについて整理しました。

観光再開に向けた動き

2021年10月、3回目の緊急事態宣言の全面解除を受け、都道府県境を越えた国内移動が解禁され、11月には海外往来に関する水際規制も緩和されました。11月19日に閣議決定された経済対策では、2020年末から中断しているGo Toトラベル事業（以下、Go To事業）を取り上げ、修正を加えたうえで再開する方針が示されました。同事業には、2021年度補正分と2022年度分を合わせ、1.3兆円という巨額の予算が計上されています。

しかし、同月末、海外でのオミクロン株の感染拡大を受け、水際規制が再び厳格化されました。その後、国内でもオミクロン株の市中感染が確認されるに至り、新Go To事業に着手する時期は見通せない状況となっています。

観光再開が模索される理由

政府が観光産業に対する支援の再開に力を入れている主な理由は、以下の3点です。

第1は、観光関連事業者が苦境に陥っ

ていることです。コロナ禍に対応した手厚い公的支援により、2021年の企業倒産件数は、全産業ベースでは前年比▲23%の減少となったものの、旅行業では前年比+19%の増加となりました。貸し切りバス業も、過去30年で最多の倒産件数を記録しています。

第2は、産業基盤を維持するためです。現状、観光業界は人員やオペレーションの縮小を余儀なくされていますが、こうした態勢が定着してしまえば、アフターコロナの局面で急回復が予想される観光需要を業界が受け止めきれなくなり、取り逃がしてしまう可能性があります。海外の例ですが、パイロットが大量離職した米国のある航空会社は、2021年夏に回復した旅客需要に対応出来ず、3日間で400便もの欠航を出す結果となりました。

第3は、国際競争への備えです。2021年夏以降、コロナ対応と経済活動の両立を目指す欧州で観光再開に踏み切る国が増え、これまで慎重な姿勢が目立ったアジア諸国にも、最近では欧州に追随する動きがみられ始めています。観光立国を掲げるわが国でも、アフターコロナのインバウンド再開に向けて万全の備えをする必要があるのです。

新Go To事業の特色

新たなGo To事業の前回と比べた主な変更点は、以下の四つです（図表）。

第1は、中小事業者への配慮です。前回のGo To事業では高額ツアーに人気が集まり、低廉なツアーを中心に商品展開している中小の旅行・宿泊事業者への恩恵は限られました。新Go To事業では、ツアー料金の割引の率と上限額をともに引

き下げたり、地域共通クーポン券を定額化したりすることで、中小事業者からみた競争条件の改善が図られる予定です。

第2は、需要の分散化です。前回は週末や休日に観光客の利用が集中し、密を招いたとの批判がありました。新Go To事業では平日と休日のクーポン給付額に差をつけ、平日の利用を促します。

第3は、交通費を含む旅行商品への支援の拡充です。コロナ禍のもとでは、近隣を旅するマイクロツーリズムが主流となり、長距離移動が激減しました。新Go To事業には、新幹線や飛行機などコロナ禍で打撃の大きかった交通機関への支援策が盛り込まれています。

第4は、激変緩和措置です。新Go To事業では、割引率を段階的に引き下げつつ支援を長期化し、駆け込み需要の発生を極力防ぐとともに、事業終了後の反動減を避ける仕組みを採用しています。

前提となる感染拡大防止策

こうした支援が実を結ぶ前提となるのが、安心して観光出来る環境であり、コロナ感染の拡大を抑える取り組みが不可欠です。新たなGo To事業は、ワクチン

の接種記録または検査による陰性証明を利用条件としています。ただし、ワクチンを2度接種してもオミクロン株に感染するケースが多いため、政府は3回目の接種証明を要件にすることも検討しています。また、新Go To事業の利用者は旅行中の行動を自ら記録し、帰宅後2週間以内に検査結果が陽性となった場合には、行動履歴を添えた報告を速やかに提出することが求められる見込みです。

前回のGo To事業では、開始直前まで制度の詳細が決まらなかったために現場で大きな混乱が生じた経緯があります。今回は、オミクロン株の感染拡大によって、図らずも新Go To事業の開始までに時間の余裕が出来ました。この期間を利用して、円滑な運用を可能とする準備を整え、関係する事業者・団体に周知することが求められます。

また、観光再開によって新たなパンデミックを引き起こさないためにも、感染防止に配慮した観光の在り方、あるいは個人の健康情報や行動履歴の適切な取り扱いについて、専門家の意見を踏まえつつ、政府・業界が議論を深めていくことも重要となりましょう。（高坂）

図表 Go Toトラベル事業の変更点

	2020年実施時点		再開～2022年GW前		2022年GW後～夏休み前	
実施主体	国		国		都道府県	
ツアー代割引率	35%		30%		20%上限	
ツアー代割引額	宿泊旅行 日帰り旅行	14,000円 7,000円	宿泊旅行【a】 宿泊旅行【b】 日帰り旅行	10,000円 7,000円 3,000円	宿泊旅行【a】 宿泊旅行【b】 日帰り旅行	8,000円上限 5,000円上限 2,000円上限
地域共通クーポン券	割引率15% (ツアー代と合わせ総額の50%)		平日 休日	3,000円 1,000円	3,000円上限	

(資料) 観光庁「今後の観光需要喚起策について」2021年11月19日に基づき日本総合研究所作成

(注) 1. 宿泊旅行【a】は公共交通機関の料金を含む旅行商品、【b】は公共交通機関の料金を含まない。
2. 再開以降の正確な時期は未定。

EVを軸に産業構造転換を目指すインドネシア

世界的にガソリン車から電気自動車（EV）へのシフトが進むなか、多くのEV用電池にニッケルが重要な原材料として使われていることから、世界最大のニッケル埋蔵量・生産量を誇るインドネシアに注目が集まっています（図表1）。同国政府は、こうした機運に乗じてEV関連産業を育成し、それを核として、輸出に大きく依存した経済を高付加価値な分野を中心とする産業構造に転換していくことを目指しています。

以下では、インドネシアのEV関連の政策を整理したうえで、産業の高度化を目指すうえでの課題について考察しました。

EV産業の集積を目指すインドネシア

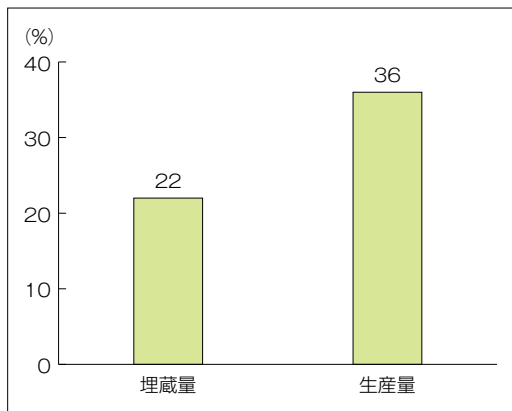
インドネシアでは、2019年にEVの普及に関する大統領令が施行されました。これにより、EVの購入者に対するインセンティブが付与されたほか、2022年

からEV生産を本格化させ、2025年までに生産台数の20%をハイブリッド含むEVにシフトさせるという目標が示されました。さらに、完成車の生産だけでなく、バッテリーなどの部品産業を育成する目標も掲げており、原材料の国内調達率を段階的に高めていく方針も打ち出されました。2020年には政府がニッケル禁輸措置を実施し、国外で実施されることが多かった製錬を国内にシフトさせるよう促したほか、2021年にはEV用電池製造の国営会社「Indonesia Battery Corporation」を設立しました。こうした一連の政策によって、政府はニッケル生産から製錬、EV向け電池製造、EV生産、電池のリサイクルまで一貫して手掛ける壮大なエコシステムの構築を目指しています。

活発化するEV関連の対内直接投資

一連の政策を受けて、中国や韓国をはじめとする外資企業が、インドネシアに対するEV関連投資の実行や計画を相次いで発表しています。EV用電池で世界シェアトップに君臨する中国の寧徳時代新能源科技（CATL）は、EV用電池工場を2024年に稼働させる計画です。韓国の現代自動車も、2022年3月からインドネシアでEV生産を開始するほか、EV用電池についても、世界シェア2位のLG化学との合弁工場の建設を進めており、EV用電池から完成車までの一貫生産体制を構築する構えです。このほか、欧州や米国、台湾などの企業も投資を検討する動きが報道されています。

図表1 インドネシアのニッケル埋蔵量・生産量の世界シェア



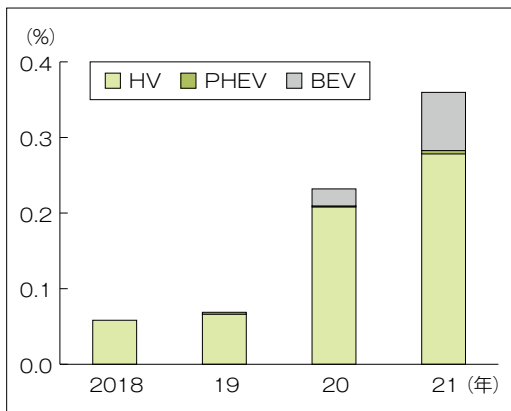
（資料）U.S. Geological Survey [Mineral Commodity Summaries 2022] を基に日本総合研究所作成

クリアすべき多くの課題

しかしながら、インドネシアがEV政策を軸とした産業構造の高度化を実現していくには、なお多くの問題を抱えています。

第1に、国内のEV市場が未発達な点が挙げられます。ハイブリッド車 (HV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV)、バッテリーEV (BEV) の販売台数をすべて合わせても、2021年時点で新車販売全体に占める割合は0.4%にも達していません (図表2)。現状、EVは価格が高いうえ、充電設備のインフラが整っていないことから、インドネシアにおけるEV市場の急速な拡大にはなお時間を要すると考えられます。世界的に消費地生産の傾向が強まるなか、他国に比べてEV市場の拡大が遅れた場合、外資企業によるEV・電池工場などの進出が早晚頭打ちとなる可能性があります。

図表2 新車販売に占めるEVの比率



(資料) インドネシア自動車工業会を基に日本総合研究所作成

第2に、インドネシアでは外資企業にとってのビジネス環境が十分に整備されていない点が挙げられます。2020年に外資規制の緩和を含む「雇用創出オムニバス法」が成立するなど、外資誘致政策が順次進んでいます。しかし、最近までインフラ整備が不十分などの理由で、多くの外資企業はインドネシアを避け、ほかのASEAN諸国を進出先に選んできた経緯があります。インドネシアが1980年代から工業化を推進し、産業構造の高度化を目指してきたにもかかわらず、近年においてもなお近隣国の後じんを拝していることは、同国の問題の根深さを示しています。最近の外資企業の進出を一過性のものに終わらせないためには、なお一層のビジネス環境の整備に向けた努力が必要とみられます。

第3に、EV用電池の技術革新を巡る不確実性が大きい点が挙げられます。例えば、米国エネルギー省は、2021年6月に発表した「National Blueprint for Lithium Batteries」のなかで、サプライチェーン強化に向けて2030年までにニッケルを使わない電池の開発目標を示しています。これが実現した場合、ニッケルをEV産業集積の切り札と位置づけるインドネシアは、強みを喪失することになります。

以上を踏まえると、インドネシアがEV大国となるためには、なおクリアすべき課題や不透明な要素が山積しており、その実現に向けては官民挙げて構造改革を粘り強く進めていくことが不可欠であるといえます。(松本)

KEY INDICATORS

(2022年2月14日現在)

● 日 本 ●

(%)

	2020年度	2021年		2021年			2022年
		7～9	10～12	10月	11月	12月	1月
鉱工業生産指数	(▲9.5)	〈▲3.7〉 (5.8)	〈1.0〉 (1.2)	〈1.8〉 (▲4.1)	〈7.0〉 (5.1)	〈▲1.0〉 (2.7)	
鉱工業出荷指数	(▲9.8)	〈▲4.1〉 (4.2)	〈1.5〉 (0.1)	〈2.4〉 (▲5.6)	〈7.4〉 (3.5)	〈▲0.1〉 (2.5)	
鉱工業在庫指数 (末)	(▲9.8)	〈2.5〉 (0.5)	〈3.2〉 (5.5)	〈0.6〉 (2.2)	〈2.0〉 (5.6)	〈0.5〉 (5.5)	
生産者製品在庫率指数	(9.2)	〈5.7〉 (▲7.9)	〈2.6〉 (2.4)	〈▲0.6〉 (4.7)	〈▲2.3〉 (0.6)	〈0.1〉 (2.0)	
稼働率指数 (2015年=100)	87.4	90.2		89.7	96.9		
第3次産業活動指数	(▲6.9)	〈▲0.8〉 (0.3)		〈1.9〉 (▲0.8)	〈0.4〉 (0.6)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(▲8.8)	〈0.7〉 (13.3)		〈3.8〉 (2.9)	〈3.4〉 (11.6)		
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(▲4.9) (2.3)	〈18.1〉 (▲12.0)	〈16.4〉 (▲15.0)	〈11.3〉 (▲19.8)	〈15.6〉 (▲14.5)	〈20.1〉 (▲6.6)	
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	81.2 (▲8.1)	86.7 (7.2)	85.5 (6.1)	87.7 (10.4)	85.1 (3.7)	83.8 (4.2)	
百貨店売上高 全国	(▲24.4)	(▲3.4)	(6.9)	(2.9)	(8.1)	(8.8)	
チェーンストア売上高	(▲28.6)	(0.4)	(9.0)	(4.9)	(10.0)	(11.1)	
完全失業率	2.9	2.8	2.7	2.7	2.8	2.7	
有効求人倍率	1.10	1.15	1.15	1.15	1.15	1.16	
現金給与総額 (5人以上)	(▲1.5)	(0.5)	(0.1)	(0.2)	(0.8)	(▲0.2)	
所定外労働時間 (//)	(▲13.9)	(7.3)	(4.1)	(2.1)	(5.1)	(5.1)	
常用雇用 (//)	(0.7)	(1.4)	(1.1)	(1.1)	(1.2)	(1.1)	
M2 (平残)	(8.1)	(4.7)	(4.0)	(4.2)	(4.0)	(3.7)	(3.6)
広義流動性 (平残)	(4.9)	(5.2)	(4.8)	(5.0)	(4.8)	(4.7)	(4.6)
経常収支 (兆円)	16.30	4.23	1.71	1.18	0.90	▲0.37	
前年差	▲2.37	▲0.57	▲3.09	▲0.77	▲0.84	▲1.49	
貿易収支 (兆円)	3.90	0.00	▲0.58	0.17	▲0.43	▲0.32	
前年差	3.42	▲1.46	▲3.11	▲0.78	▲1.04	▲1.28	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(▲0.4)	(0.0)	(0.4)	(0.1)	(0.5)	(0.5)	

(%)

	2020年度	2020年		2021年			
		7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12
業況判断DI 大企業・製造		▲27	▲10	5	14	18	18
非製造		▲12	▲5	▲1	1	2	9
中小企業・製造		▲44	▲27	▲13	▲7	▲3	▲1
非製造		▲22	▲12	▲11	▲9	▲10	▲4
売上高 (法人企業統計)	(▲8.1)	(▲11.5)	(▲4.5)	(▲3.0)	(10.4)	(4.6)	
経常利益	(▲12.0)	(▲28.4)	(▲0.7)	(26.0)	(93.9)	(35.1)	
実質GDP (2015年連鎖価格)	(▲4.5)	〈5.1〉 (▲5.4)	〈2.3〉 (▲0.9)	〈▲0.7〉 (▲1.8)	〈0.5〉 (7.3)	〈▲0.9〉 (1.2)	
名目GDP	(▲3.9)	〈5.1〉 (▲4.3)	〈1.8〉 (▲0.6)	〈▲0.7〉 (▲1.9)	〈0.1〉 (6.1)	〈▲1.0〉 (▲0.0)	

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、()内は前年(同期(月))比。

● 米 国 ●

	2021年	2021年			2021年		2022年 1月
		4～6	7～9	10～12	11月	12月	
鉱工業生産	(5.5)	<1.6> (14.7)	<0.9> (5.5)	<1.0> (4.5)	<0.7> (5.0)	<▲0.1> (3.7)	
設備稼働率	75.4	75.2	75.8	76.4	76.6	76.5	
小売売上高	(19.4)	<6.5> (32.0)	<▲0.5> (15.1)	<2.1> (17.1)	<0.2> (18.2)	<▲1.9> (16.9)	
失業率 (除く軍人、%)	5.4	5.9	5.1	4.2	4.2	3.9	4.0
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	3,950	1,453	1,695	1,733	647	510	467
消費者物価指数	(4.7)	<2.0> (4.8)	<1.6> (5.3)	<1.9> (6.7)	<0.7> (6.8)	<0.6> (7.0)	<0.6> (7.5)

	2021年	2020年		2021年			
		7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(5.7)	{33.8} (▲2.9)	{4.5} (▲2.3)	{6.3} (0.5)	{6.7} (12.2)	{2.3} (4.9)	{6.9} (5.5)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比		▲6,894 ▲3.3	▲7,003 ▲3.3	▲7,577 ▲3.4	▲7,933 ▲3.5	▲8,591 ▲3.7	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、< > 内は季節調整済み前期比、
() 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

● アジア ●

実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2020年	▲0.9	3.4	▲6.1	▲5.4	▲6.2	▲5.6	▲2.1	▲9.6	2.2
2021年	4.0	6.3		7.2			3.7	5.6	8.1
2020年7～9月	▲1.0	4.3	▲3.6	▲5.8	▲6.4	▲2.7	▲3.5	▲11.6	4.8
10～12月	▲1.1	5.3	▲2.8	▲2.4	▲4.2	▲3.4	▲2.2	▲8.3	6.4
2021年1～3月	1.9	9.2	8.0	1.6	▲2.6	▲0.5	▲0.7	▲3.9	18.3
4～6月	6.0	7.8	7.6	15.3	7.6	16.1	7.1	12.0	7.9
7～9月	4.0	3.7	5.4	7.1	▲0.3	▲4.5	3.5	6.9	4.9
10～12月	4.1	4.9		5.9			5.0	7.7	4.0

貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2020年	44,865	58,978	▲43,765	45,132	25,478	43,906	21,623	▲24,597	523,990
2021年	29,402	65,421	▲44,138	50,765	3,573	60,913	35,332	▲43,135	676,430
2020年11月	5,807	5,140	▲3,303	3,572	176	4,158	2,594	▲2,144	74,249
12月	6,694	5,704	▲5,899	4,572	1,117	5,113	2,101	▲2,450	75,790
2021年1月	3,567	6,190	▲3,254	4,496	▲46	4,114	1,964	▲2,878	61,694
2月	2,328	4,520	▲1,896	3,735	212	4,420	1,991	▲2,707	35,363
3月	3,962	3,660	▲3,473	5,793	915	5,891	1,567	▲2,759	11,830
4月	338	6,144	▲4,090	4,064	472	4,941	2,286	▲3,098	40,987
5月	2,831	6,175	▲3,279	4,358	997	3,333	2,698	▲3,180	43,567
6月	4,363	5,149	▲5,212	3,434	1,152	5,385	1,324	▲3,397	50,518
7月	1,789	5,917	▲4,502	2,749	183	3,273	4,123	▲3,667	55,954
8月	1,576	3,492	▲3,379	5,406	▲1,216	5,072	4,748	▲3,515	58,741
9月	4,277	6,438	▲5,448	4,491	610	6,270	4,371	▲3,995	67,166
10月	1,821	6,116	▲3,916	4,216	▲370	6,319	5,736	▲4,019	84,400
11月	3,001	5,852	▲1,490	4,456	1,019	4,537	3,516	▲4,706	71,747
12月	▲452	5,767	▲4,200	3,568	▲354	7,359	1,008	▲5,214	94,463
2022年1月	▲4,889								



SMBC

SUMITOMO
MITSUI
BANKING
CORPORATION

マンスリー・レビュー 2022年3月号

発行日 2022年3月1日

発行 株式会社 三井住友銀行

企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部 TEL 090-6543-4199